

総  
合  
事  
務  
組  
合  
公  
報

千葉県中央区中央四丁目十七番八号 千葉県自治会館

千葉県市町村総合事務組合

電話 ○四三(三一一) 四一五五

※ この公報は、規則により組織団体に配布するものです。  
必ず関係部課に供覧してください。

目  
次

(条例)

千葉県市町村予防接種事故補償等条例の一部を改正する条例……………1頁

(公告)

公文書開示等の実施状況の公表……………2頁

千葉県市町村予防接種事故補償等条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年五月七日

千葉県市町村総合事務組合長 岩田 利雄

千葉県市町村総合事務組合条例第七号

千葉県市町村予防接種事故補償等条例の一部を改正する条例

千葉県市町村予防接種事故補償等条例（昭和五十二年条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「四八、〇〇〇、〇〇〇円」を「四九、五〇〇、〇〇〇円」に、「三一、九六〇、〇〇〇円」を「三二、九六〇、〇〇〇円」に、「二四、三九九、〇〇〇円」を「二五、一六三、〇〇〇円」に改め、同条第三号中「四八、二一九、〇〇〇円」を「四九、七二二、〇〇〇円」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、令和八年四月一日から適用する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の千葉県市町村予防接種事故補償等条例第二条第二号及び第三号の規定は、令和八年四月一日以後に支給すべき事由の生じた障害給付及び死亡給付について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた障害給付及び死亡給付については、なお従前の例による。

公  
告

公文書開示等の実施状況の公表

千葉県市町村総合事務組合情報公開条例（平成十四年条例第十一号）第二十五条の規定により、令和七年度における公文書の開示等の実施状況を次のとおり公表する。

令和八年五月七日

千葉県市町村総合事務組合長 岩 田 利 雄

一	開示請求の件数	0	件
二	不服申立ての件数	0	件